平成２３年（フ）第１８１１５号
東京都中野区鷺宮３丁目15―10―201
債務者　刈込　元一
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１１６号
千葉県我孫子市湖北台３－５－20　メゾンミヤコ２号棟101、住民票上の住所千葉県我孫子市新木野３丁目37―32
債務者　大岩根清美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２２号
東京都江東区東砂７丁目10―17―904
債務者　角田　秀子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２３号
東京都葛飾区堀切２丁目29―13
債務者　菊地かつ子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２５号
東京都足立区保木間３丁目35―２　小橋第13ビル501
債務者　増渕　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１３２号
東京都大田区大森西３丁目12―25―203
債務者　畠山奈津子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１４０号
東京都杉並区高井戸東２丁目９―14
債務者　田中　英克
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１４４号
東京都江戸川区東小岩１丁目19―19
債務者　舟木佳奈子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１４５号
東京都台東区清川１丁目16―７出川方
債務者　篠塚　勝男
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１４６号
東京都豊島区東池袋２丁目17―６―301
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１４７号
東京都豊島区東池袋２丁目17―６―301
債務者　佐藤真理子（旧姓幸良）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１４８号
東京都葛飾区西新小岩３丁目10―７
債務者　冨田　麻衣
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１５０号
東京都府中市若松町２丁目７―35―201
債務者　原田　留美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１５１号
東京都杉並区上高井戸１丁目１―17―204
債務者　西尾　正博
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１５３号
埼玉県鴻巣市三ツ木199―５
債務者　早山美紀子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１５４号
東京都町田市下小山田町3368―60
債務者　今井　直美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部